

茨城県報

第 6 7 1 4 号

昭和54年 3 月 15 日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●新規土地改良事業の認可 (農地管理課)	1
●換地計画の適当決定 (")	1
●換地処分 (3件) (")	2
●土地改良区の設立認可 (")	2
●都市計画事業変更認可 (都市施設課)	3
●都市計画事業認可 (2件) (")	3

公 告

●土地立ち入り測量 (用地課)	4
●開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	5
●建築許可に関する聴聞 (7件) (")	5
●道路位置の指定 (")	8

正 誤

●昭和54年3月5日付け茨城県報第6711号中	9
●昭和54年2月19日付け茨城県報第6707号中	9
●昭和53年12月25日付け茨城県報第6694号中	9

告 示

茨城県告示第358号

昭和54年4月27日付けで、出島村長坂本重道から認可申請のあつた牛渡地区土地改良事業を昭和54年3月8日付けで、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

茨城県告示第359号

昭和53年11月17日付けで認可申請のあつた太田池地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和54年3月24日から昭和54年4月14日まで
- 3 縦覧の場所 新利根村役場, 江戸崎町役場

茨城県告示第360号

昭和54年1月13日付け農管指令第13号をもつて認可した東落田地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4で準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 山本満男

茨城県告示第361号

昭和54年2月6日付け農管指令第41号をもつて認可した永戸向地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4で準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 山本満男

茨城県告示第362号

昭和54年1月5日付け農管指令第1号をもつて認可した谷津地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4で準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 山本満男

茨城県告示第363号

勝田市大字佐和に事務所を置く、佐和土地改良区の設立を土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により昭和54年3月5日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 山本満男

茨城県告示第364号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 山 本 満 男

-
- 1 施行者の名称 東 海 村
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画公園事業
6-5-801 阿漭ヶ浦公園
 - 3 事業施行期間 昭和46年2月5日から昭和57年3月31日まで
 - 4 事業地
(1) 収用の部分
昭和46年2月4日付け茨城県告示第120号の事業地と同じ。

茨城県告示第365号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 山 本 満 男

-
- 1 施行者の名称 桜 村
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
研究学園都市計画道路事業
8-5-2 吾妻通り線
 - 3 事業施行期間 昭和54年3月15日から昭和57年3月31日まで
 - 4 事業地
(1) 収用の部分
新治郡桜村大字花室字涌井字遠原前, 字足黒, 字亀田谷, 字遠原, 字千上前, 字辰己入, 字
大清水地内
-

茨城県告示第366号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山本満男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3-6-30 赤塚駅水府橋線
- 3 事業施行期間 昭和54年3月15日から昭和58年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

水戸市渡里町字上曳地, 字宿屋敷, 字ヤジカ, 字アラヤ前及び字前原地内

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山本満男

- 1 起業者の名称 笠間市
- 2 事業の種類 市道寺崎石寺線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
笠間市大字寺崎字高野及び字峯岩地内
" 大字飯田字大平地内
" 大字日沢字金井原, 字八木原, 字向原, 字大塚及び字下り松地内
- 4 立ち入ろうとする期間

昭和54年3月20日から昭和55年3月20日まで

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町青宿字空地台780番の1, 同番の2, 同番の3, 同番の4, 同番の5, 782番の3  
" " " 字阿三松783番の6, 785番の2
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町青宿906番地  
小 倉 勝 芳

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿島郡神栖町大字木崎字新扇2854番, 2855番, 2856番, 2846番の1の一部
  - 2 事業主の住所及び氏名  
土浦市常名字大山3965番地  
茨城中央三菱自動車販売(株)  
代表取締役 嶋 津 恒 雄

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行ないます。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月20日 午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 北茨城市大津町五浦726, 726の2
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
旅館の増築及び用途変更
- 4 申請者住所氏名 北茨城市大津町五浦726  
星 野 洋 三
- 5 建築物構造規模 木造2階建, 増築  
用途変更  
申請延面積 158.25㎡ 既存 281.16㎡
- 6 敷 地 面 積 730.75㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 北茨城市大津町五浦726, 726の2

- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月24日 午前10時
- 2 聴 聞 場 所 勝田市堀口字表坪124-3
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
工場併用住宅の増築
- 4 申請者住所氏名 勝田市堀口字表坪124-3  
川 上 幸 一
- 5 建築物構造規模 木造2階建, 増築  
申請延面積 40.57㎡ 既存 80.32㎡
- 6 敷 地 面 積 354.84㎡  
原動機 既設 21.50Kw
- 7 建築物の位置 勝田市堀口字表坪124-3

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月24日 午前11時
  - 2 聴 聞 場 所 勝田市大字稲田字今鹿島1176-3
  - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
自動車整備工場の増築及び用途変更
  - 4 申請者住所氏名 水戸市千波町海道付1982  
茨城三菱自動車販売株式会社  
代表取締役 上 田 仁
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建, 増築  
用途変更  
申請延面積 92,625㎡ 既存 458.92㎡
  - 6 敷 地 面 積 1,918.18㎡  
原動機 新增設 5.95Kw 既設 1.5Kw  
廃止
  - 7 建築物の位置 勝田市大字稲田字今鹿島1176-3

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月22日 午後3時
  - 2 聴 聞 場 所 古河市三杉町2617-1
  - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
鉄骨加工場の増, 改築
  - 4 申請者住所氏名 古河市三杉町1丁目4-25  
加 藤 耕 作
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造平屋建, 増築  
申請延面積 132.50㎡ 既存 171.12㎡
  - 6 敷 地 面 積 1,363.74㎡

原動機 既設 4.0Kw

7 建築物の位置 古河市三杉町2617-1

1 聴聞期日 昭和54年3月22日 午前10時

2 聴聞場所 西茨城郡岩瀬町大字楸田549-1, 549-3

3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
工場併用事務所の増築

4 申請者住所氏名 東京都中央区銀座8-5-6

リユーベ(株)

代表取締役 堀越辰五郎

5 建築物構造規模 鉄骨造平屋建, 増築

申請延面積 278,915 $m^2$  既存 388.80 $m^2$

6 敷地面積 2,110 $m^2$

原動機 既設 34,264Kw

7 建築物の位置 西茨城郡岩瀬町大字楸田549-1, 549-3

1 聴聞期日 昭和54年3月29日 午後1時30分

2 聴聞場所 北相馬郡守谷町大字守谷甲2787-13

3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
店舗付住宅の増築

4 申請者住所氏名 北相馬郡守谷町大字守谷甲2787-13

岡田勝雄

5 建築物構造規模 木造2階建, 増築

申請延面積 104,111 $m^2$  既存 90.40 $m^2$

6 敷地面積 477.36 $m^2$

7 建築物の位置 北相馬郡守谷町大字守谷甲2787-13

1 聴聞期日 昭和54年3月19日 午後1時

2 聴聞場所 新治郡桜村大字大角豆字谷山2005

3 聴聞事項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
倉庫併用事務所の増築

4 申請者住所氏名 水戸市千波町2328

茨城三菱電気商品販売(株)

社長 大脇琢治

5 建築物構造規模 鉄骨2階建, 増築

申請延面積 477.40㎡ 既存 1,499.02㎡

6 敷地面積 2,502㎡

7 建築物の位置 新治郡桜村大字大角豆字谷山2005

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和54年3月15日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山本満男

| 指定番号           | 指 定 日<br>年 月 日 | 申 請 者                             |                         | 道 路 の 位 置                 | 道路幅員及び延長   |            |
|----------------|----------------|-----------------------------------|-------------------------|---------------------------|------------|------------|
|                |                | 氏 名                               | 住 所                     |                           | 幅 員<br>(m) | 延 長<br>(m) |
| 境土木指令<br>第89号  | 54. 3. 2       | 旭ファイバー<br>グラス(株)<br>代表取締役<br>吉野 衡 | 東京都千代田区<br>丸の内<br>2-1-2 | 猿島郡総和町大字駒羽<br>根1丁目1353-10 | 4.00       | 14.56      |
| "<br>第90号      | "              | "                                 | "                       | " " "<br>1丁目1352-9        | 4.20       | 12,069     |
| "<br>第91号      | "              | 三和ホーム販<br>売(株)<br>代表取締役<br>木村 宗一  | " "<br>九段南<br>4-5-11    | " 三和町大字上片<br>田字四軒前1291-4  | 4.10       | 13.50      |
| "<br>第92号      | "              | "                                 | "                       | " " 大字長左<br>衛門新田字西山941-1  | 4.10       | 42.80      |
| 竜土木指令<br>第126号 | 54. 3. 1       | (株)日宝<br>代表取締役<br>井上 章            | 稲敷郡牛久町柏<br>田3335        | 取手市青柳長町397-2              | 4,045      | 68.03      |



**正 誤**

昭和54年3月5日付け茨城県報第6711号中次のとおり誤があつたので訂正する。

| ページ | 行     | 誤     | 正       |
|-----|-------|-------|---------|
| 7   | 下から10 | 大内松次郎 | 大 山 松次郎 |

昭和54年2月19日付け茨城県報第6707号中次のとおり誤があつたので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                                 | 正                                                       |
|-----|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 1   | 下から4  | 大津町字深田                            | 大津町北町字深田                                                |
| 2   | 下から1  | 155の4                             | 155の3                                                   |
| 3   | 上から14 | 317の2の内, 317の6                    | 3171の2の内, 3172の6                                        |
| 3   | 下から13 | 3123の1, 3123の2                    | 削 除                                                     |
| 4   | 上から8  | 695の1から695の9まで,                   | 695の1から695の3まで,<br>695の5から695の9まで                       |
| 4   | 上から9  | 707の1から707の3                      | 707の2, 707の3                                            |
| 4   | 上から10 | まで, 708の2, 708の3,<br>710の1, 710の4 | 関南町関本下字東707の1,<br>708の2, 708の3<br>" " 字増710の1,<br>710の4 |

昭和53年12月25日付け茨城県報第6694号中次のとおり誤があつたので訂正する。

| ページ | 行               | 誤                                                       | 正                                                 |
|-----|-----------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 5   | 上から<br>23<br>25 | 1 道路の種類<br>一般国道 293号<br>2 路 線 名<br>県道 烏山御前山線<br>3 道路の区域 | 1 道路の種類及び路線名<br>一般国道 293号<br>県道 烏山御前山線<br>2 道路の区域 |
| 7   | 下から4            | 最大 20.00<br>最小 10.00                                    | 最大 20.00<br>最小 5.50                               |

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所